

地域福祉計画推進方法について

(1) 各事業の進捗管理

各事業の実施状況については、毎年度評価します。市が行うべき公助項目の評価として、現行の第3次計画の地域福祉計画推進事業要覧に掲載されている事業については、第4次計画策定後も継続して、各課において「地域福祉の推進にどれだけ役立ったか」という視点で地域住民の参加などのプロセスや事業実績等を自己評価していただきます。

各課で自己評価を行っていただいた全事業のうち、第4次地域福祉計画の第4章～第6章に「具体的な事業例」として掲載した事業を地域福祉計画推進事業要覧の概要版としてとりまとめ、外部委員で構成される「地域福祉計画推進委員会(以下、「推進委員会」という。)」にご報告し、委員から各事業へのご意見やご質問をいただきます。各委員からのご意見やご質問への回答案を地域福祉課と事業所管課で調整しながら作成し、推進委員会にフィードバックします。

一方、地域が行うべき共助項目の評価として、推進委員会へ船橋市社会福祉協議会が各事業の評価等を報告していただき、委員から各事業へのご意見やご質問をいただきます。各委員からのご意見やご質問への回答案を地域福祉課と船橋市社会福祉協議会で調整しながら作成し、推進委員会にフィードバックします。

(2) 成果指標の進捗管理

成果指標の達成状況については、第4次計画の中間年度である「令和5年度」と第5次計画策定の前年度である「令和7年度」に行うアンケート調査により、評価します。アンケート調査により把握した達成状況を推進委員会にご報告し、委員からご意見やご質問をいただきます。各委員からのご意見やご質問への回答案を地域福祉課で作成し、推進委員会にフィードバックします。

1年間の流れ(案)

5月～7月頃	前年度の実施状況を担当課において自己評価 地域福祉計画推進事業要覧の作成
8月～9月頃	第1回船橋市地域福祉計画推進委員会開催 ・委嘱状交付等 ・公助事業の進捗報告
11月～12月頃	第2回船橋市地域福祉計画推進委員会開催 ・共助事業の進捗報告(船橋市社会福祉協議会より)
1月～2月頃	第3回船橋市地域福祉計画推進委員会開催 ・公助事業についての提言とりまとめ ・共助事業についての提言とりまとめ